

山陽小野田市放課後児童クラブ運営管理業務委託に
係る公募型プロポーザル実施要領

令和7年10月1日
山陽小野田市福祉部子育て支援課

1 趣旨

山陽小野田市で実施している放課後児童健全育成事業は、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童の健全な育成を図ることを目的としており、常に保育の質の向上と運営の安定化を図らなければならないものである。

この要領は、本事業を適切に遂行する事業者を公募型プロポーザル方式により選定することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

山陽小野田市放課後児童クラブ運営管理業務委託

(2) 業務内容

山陽小野田市放課後児童クラブ運営管理業務委託仕様書に掲げる業務

(3) 業務期間

①準備期間 覚書締結日から令和8年3月31日まで

②委託期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 提案上限額

総額567,900,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）以内とし、各年度の上限額は次のとおりとする。

令和7年度 0円

令和8年度 180,300,000円

令和9年度 189,100,000円

令和10年度 198,500,000円

（各年度、消費税及び地方消費税の額を含む）

(5) 担当課

山陽小野田市福祉部子育て支援課

〒756-8601 山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号

電話 0836-82-1175

FAX 0836-82-1240

e-mail kodomo@city.sanyo-onoda.lg.jp

3 資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定による指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申し立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。
- (4) プロポーザル参加意向申出書の提出期限の日から受託候補者の契約締結の日までにおいて、山陽小野田市の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号）第2条第1項第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員でないこと。また、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (6) 公租公課を滞納していないこと。

4 提出書類

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

	書類名	様式	部数	提出期限
①	参加意向申出書 *本店所在地の法人税、事業税、消費税、地方税の滞納のない証明書（直近3年分）及び登記簿謄本又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書をいう。）の原本を添付（提出	様式1	1部	10月15日 (水) 午後5時

	日前3か月以内に発行されたもの)			
②	会社概要 *直近1事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(複写可)を添付	様式2	正本 1部 副本 8部	11月12日 (水) 午後5時
③	放課後児童健全育成事業に関する実績	様式3	計 9部	
④	業務体制調書	様式4		
⑤	提案書	様式任意		
⑥	見積書	様式5		
⑦	見積書の積算内訳	様式任意		

※提出書類については、山陽小野田市ホームページから入手してください。

(2) 提案書について

提案書の様式は任意としますが、7(4)項番3の審査基準となる項目に沿って作成してください。

なお、提案書は、原則としてA4版で作成し、常識的なページ数(20ページ~30ページ程度)としてください。必要に応じてA3版三つ折りを使用することは構いません。

(3) 参加意向申出書等(1)①~④)の提出

①提出期限 令和7年10月15日(水) 午後5時(必着)

②提出先 〒756-8601 山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号
山陽小野田市福祉部子育て支援課

③提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は簡易書留とし、封筒の表面に「山陽小野田市放課後児童クラブ運営管理業務委託」と朱書きの上、到着の確認をしてください。)

(4) 提案書等(1)⑤~⑦)の提出

①提出期限 令和7年11月12日(水) 午後5時(必着)

②提出先 (3) ②と同じ

③提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留とし、封筒の表面に「山陽小野田市放課後児童クラブ運営管理業務委託」と朱書きの上、到着の確認をしてください。）

5 スケジュール（予定）

	内容	日程
①	プロポーザル公募開始	令和7年10月 1日（水）
②	質問受付期限	10月 7日（火） 午後5時
③	質問に対する回答	10月10日（金）
④	参加意向申出書等提出期限	10月15日（水） 午後5時
⑤	一次審査結果通知・提案書等の提出要請	10月23日（木）
⑥	提案書等提出期限	11月12日（水） 午後5時
⑦	二次審査（プレゼン）	11月18日（火）
⑧	審査結果通知	11月下旬
⑨	事業者決定、覚書締結	12月上旬

6 質問及び回答

(1) 質問票の提出（電子メールのみ受付）

①提出期限 令和7年10月7日（火） 午後5時（必着）

②提出先 山陽小野田市福祉部子育て支援課

kodomo@city.sanyo-onoda.lg.jp

③提出方法 質問書（様式6）を電子メールで送信
（受信確認を行ってください。）

(2) 質問に対する回答

- ①回答期日 令和7年10月10日（金）
- ②回答方法 山陽小野田市ホームページに掲載
- ③回答に当たっては全ての質問を公表しますが、質問者名は公表しません。また、本プロポーザルの公平性に影響すると思われる内容の質問については、回答しないことがあります。

7 審査の方法

(1) 審査委員会の設置

山陽小野田市放課後児童クラブ運営管理業務委託事業者審査委員会を設置し、審査を行います。

(2) 審査方法

応募者が5者を超えた場合は、審査委員会は業務の実績等による書面審査を行い、プレゼンテーションの対象となる応募者をあらかじめ選定することができることとし、その結果、上位5者を二次審査の対象者とします。

二次審査においては、各委員が、(4)の審査基準に基づき、提案の優劣を判定します。その判定に基づく採点の合計により、最上位の者を受託候補者に選定し、受託候補者に次ぐ順位の者を次順位受託候補者に選定します。なお、同点の場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を決定します。

なお、上記にかかわらず、次の場合には書面審査の時点で不合格となることがあります。

ア 提出書類に不備があった場合

イ 提案書等の内容が不十分、不明瞭であったり、又は論理性を欠いたりする場合

(3) プレゼンテーション・ヒアリング

提案書を提出した者には、次のとおりプレゼンテーション・ヒアリングを実施します。

① 実施日 令和7年11月18日（火）（予定）

② 開催時間及び開催場所 別途通知します。

③出席者 3人以内

④方法

ア 1者につき45分以内（準備5分以内、説明20分以内、質疑応答15分以内、片付け5分以内）

イ プレゼンテーションで使用するパソコン及び接続ケーブルについては、提案者で用意すること（プロジェクター及びスクリーンは市で用意します。）。

ウ 説明は、提出された提案書に沿って行うこととし、原則として追加資料等の提出は認めません。

エ 事業者による会場内での録音・録画は認めません。

⑤質疑応答

ア 委員が提案者に対して質問をします。

イ 質問に対する回答は、出席者の誰が行っても構いません。

⑥その他

ア プレゼンテーション・ヒアリングは非公開とします。

イ プレゼンテーション・ヒアリングを行う順番は、原則として参加意向申出書の受付順とします。

(4) 審査基準

提案者の評価項目及び配点は、次の表のとおりとします。また、提案者が最低限満たすべき点数の基準は、各評価者評価点数の平均値が75点以上であることとし、この基準を満たす者がいない場合は、再度選定を行うものとします。なお、提案者の数が1である場合にも審査を行います。

項番	区分	細番	項目	配点
1	事業実績	1	放課後児童健全育成事業の実績	5
2	見積価格	1	価格面での優位性	5
3	実施体制	1	基本理念・運営方針・組織体制等	5
4	提案内容	1	児童の育成支援	135
		2	児童の健康管理	
		3	安全の確保・施設の適正管理	

		4	配慮が必要な児童の受入れ	
		5	学校・地域・市等との協力・連携	
		6	保護者との連携	
		7	職員の安定的な確保・処遇	
		8	職員の研修・人材育成	
		9	独自提案（上記に限らず市にとって有益な提案）	
合 計				1 5 0

8 結果の通知及び公表

審査完了後、市の意思決定を行った後、提案者に対して結果を通知します。また、審査結果については、市ホームページでも公表します。公表は契約締結後に行うこととし、提案者名の公表は次のとおりとします。

- (1) 契約相手が受託候補者の場合は、受託候補者のみとする。
- (2) 契約相手が次順位受託候補者の場合は、受託候補者及び次順位受託候補者とする。

9 契約に関すること

(1) 契約の締結

審査委員会の審査を経て選定された業者と交渉の上、随意契約を締結します。なお、選定された業者が指名停止等の措置要件に該当することとなった場合は、契約の締結を行わないことがあります。

(2) 契約締結に係る業務内容

選定業者から、本プロポーザルにおいて示された提案書の内容を基本とします。

(3) 契約金額

選定業者から、本プロポーザルにおいて示された見積書の金額を基本とします。

10 その他

- (1) 提案書の提出は、参加事業者1社につき1提案とします。
- (2) 提出された書類は、返却しません。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る選定業務以外には使用しません。ただし、情報公開請求があった場合には、山陽小野田市情報公開条例に基づき、第三者に開示する場合があります。
- (4) 提案書等の提出後の訂正・差し替え等は、原則として認めません。
- (5) 受託候補者は、契約締結に向けて仕様書の詳細について担当部署と協議を行っていただきます。
- (6) 参加事業者は、本プロポーザルで知り得た情報等について、他に漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とします。
- (7) 本プロポーザルに参加する者は、実施要領等の内容や審査事項について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- (8) 提案に要する費用は、全て提案者の負担とします。
- (9) 受託候補者と決定された者を対象として、業務内容、仕様書等の契約内容を協議した上で当該業務を委託する相手方を決定するので、受託候補者の決定をもって提案者の企画提案内容を全て了承するものではなく、また、当該業務を委託する相手方を決定するものではありません。
- (10) 選定後又は覚書締結後、契約締結後に、受託候補者の提案書における虚偽の記載又は選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉権の取消し又は契約を解除することがあります。
- (11) 受託候補者が覚書締結又は契約締結までの手続期間中に失格となった場合又は受託候補者との契約に係る協議が不調となった場合は、次順位受託候補者と契約に係る協議を行います。
- (12) 業務内容、仕様書等の協議が整った上で、山陽小野田市が契約書を作成します。
- (13) 次の事項のいずれかに該当する場合は失格となります。
 - ①本要領に定める手続等に適合しない場合
 - ②提出書類に虚偽があった場合

- ③本プロポーザル公募開始後、審査委員会と当該業務に関する接触を求めた場合
 - ④見積書の金額が上限を超える場合
 - ⑤プレゼンテーションに遅刻・欠席した場合（ただし、やむを得ないと認められる理由がある場合を除く。）
 - ⑥その他審査委員会において不相当と認められた場合
- (14) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- (15) 本要領に定めのない事項については、協議の上で決定します。

11 事務局

〒756-8601 山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号

山陽小野田市福祉部子育て支援課 担当 野原・藤田

電 話 0836-82-1175（直通）

F a x 0836-82-1240

e-mail kodomo@city.sanyo-onoda.lg.jp